

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月及び同年8月  
② 昭和51年12月から52年3月まで

年金記録を調べたところ申立期間が未納の記録となっていた。

国民年金の加入手続や納付に関しては、妻に任せていたが、妻は以前勤めていた会社で社会保険事務の担当者であったことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であることを知っており、私の手続や納付に関しても適切に行っていたはずであり、その証拠に申立期間について、妻は納付済みとなっている。

申立期間当時は、子供も小さく、よく熱を出していたので健康保険証は必ず必要であり、国民健康保険の手続とともに国民年金の手続もしているはずであり、申立期間が未納となっているのが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び納付に関しては、申立人の妻が行っていたと主張しているところ、申立人の妻は、昭和46年1月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替えについても適切に行っていることから、申立人の妻の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人の妻は、「昭和45年ころまで勤めていた会社で社会保険事務を担当していたことから、厚生年金保険から国民年金への切替えについては手続が必要なことを承知しており、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行った。」と供述しているところ、申立人は51

年11月24日から国民健康保険に加入している上、申立人の妻の国民年金手帳の被保険者の種別欄には、同日付けで任意加入から強制加入に変更されていることが確認できることから、申立人及びその妻の申立期間②に関する申立内容に不合理な点はみられない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和53年度及び54年度については、「年度内完納」の押印もあるにもかかわらず、52年度から54年度までの3年間、著しく納付が困難であるため、保険料の納付が申請により免除されたことを示す「申免90V」の押印があるなど、申立人の記録が適切に管理されていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人は、「申立期間①の前に厚生年金保険の記録が確認できる事業所を退職した後、間を置かず、申立期間①の後に厚生年金保険の記録のある事業所において事業主として働いていた。」と主張しているところ、申立人の妻の国民年金手帳の記録を見ると、被保険者の種別が強制加入に変更されるべきであるにもかかわらず任意加入のままであり、このほかに被保険者資格を変更した形跡はうかがえないことから、申立人の妻は、申立期間①において、申立人が厚生年金保険の被保険者であると認識しており、申立人の国民年金への加入手続を行わなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成7年3月まで

申立期間のころ会社には勤めていたが、厚生年金保険に加入していなかったことは知っていた。国民年金の保険料を定期的に納付していたかどうかは定かではないが、平成7年ころ住んでいた市から、住民税等について、会社から控除されておらず未納となっているので納付するよう督促があり、何回か市役所に出向いて説明を受けた。その時に国民年金も未納になっているので納付するように言われ、税金の支払いと併せて50万円くらい納付した。当該市から税金等の支払いで呼び出しを受けたのはこのとき1回だけで、金額も多額であったのでよく覚えている。国民年金も全部納付したと思っていたので、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間直後の平成7年ころ住民税等の未納分を納付するよう督促を受け、その時国民年金保険料も納付した。」と主張しているところ、申立人は、市役所から住民税等の納付督促を受け、何回か市役所に出向いて複数の担当者から説明を受けたことや、納付した金額が多額であったことなどから、国民年金保険料を一括納付したとする当時の状況について、印象深く記憶しており、当該市の税務担当部局では、通常現年分の住民税等の未納者に対しては翌年の4月に催告状を送付し、納付が無ければ呼び出し状等を発出するなど納付督促を行っていたとしている上、申立人が納付したとしている金額も現年の住民税等相当額と国民年金保険料の過年度保険料相当額を併せた金額とおおむね一致していることが推計でき、国民年金保険料を一括して納付したとする申立内容は基本的に信用できる。

また、平成6年の国民年金法の一部改正に伴い、7年3月に社会保険庁から、未加入者等の解消、保険料収納確保等の対策として、税務等関係部局との連携を図り、保険料負担能力のある者に対しては重点的に納付督促を行い、過年度保険料についても積極的な督促に努めるよう指示されている時期でもあり、申立人の国民年金保険料は、7年5月までの期間であれば、2年間の過年度保険料の納付が可能であったことから、申立人は、申立期間の一部である平成5年度及び6年度の過年度保険料の納付勧奨を受け、勧奨に従い当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち過年度保険料の納付が可能であった期間を除く期間は、申立人が一括納付したとしている時期においては、時効により納付できない期間であり、申立人は定期的に国民年金保険料を納付していたことの記憶は曖昧である上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）も無く、ほかに当該期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、資格取得日に係る記録を昭和44年7月18日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、標準報酬月額を5万2,000円、また、申立期間②については、資格取得日に係る記録を47年4月30日、資格喪失日に係る記録を同年7月21日とし、標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月18日から同年10月1日まで  
② 昭和47年4月30日から同年7月21日まで

私は、昭和44年7月に航海士としてA県のB社に入社し、46年8月にいったん退社後、47年4月に再入社した。同社では外国航路の貨物船(外航船)に乗っていた。

社会保険事務所に照会したところ、船員手帳に雇入記録がある期間のうち、申立期間についてのみ船員保険の加入記録が無い。給与明細書などは無いが、B社では試用期間は無く、また、申立期間当ても給与明細書に目を通していたが、給与から船員保険料が控除されていたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の雇入れに関する記載内容に加え、申立期間①及び②において、申立人が乗船したB社所有の船舶が、相手国に入港した際に入国審査を受けた旨の記録が同手帳において確認できることから、申立人が申立期間①及び②において同社の所有する船舶に乗り、申立期間①においては二等航海士として、また、申立期間②においては三等航海士として勤務していたものと認められる。

また、申立期間①及び②における複数の同僚は一樣に、「B社では試用期間は無く、同社所有の船に乗り組む場合は、当然、最初の雇入れの際に船員保険に加入することになっていた。」と供述しており、当該同僚及び申立人とも、

「同社での在職期間を含め、船員であった期間においては労働組合（C組合）に加入しており、同組合費が船員保険料とともに給与から控除されていた。」と供述している。このことについて、同組合A支部では、「当支部の記録によると、申立期間①及び②当時、A県D町にあった同社は、当組合との間に労働協約を結んでいたことが確認できる。したがって、同社は、ユニオン・ショップ制を採用することにより、既に当組合の組合員である者又は入社後に組合に新規加入する者でないと雇入れすることができず、また、船員保険の加入は雇入れの際の条件であるので、給与から当組合費と合わせて船員保険料を控除する取り扱いとなっていた。」と供述している。

さらに、申立期間①及び②当時のC組合の執行委員は、「B社については、船員の待遇等が良い会社であったと記憶しており、私が執行委員であったところに、労働協約違反や船員保険を含む労働条件等での争議や苦情などが寄せられることも無かった。申立期間①及び②については事務手続等のミスが原因ではないかと考える。」と供述している上、申立人の船員手帳の記録と社会保険庁が管理する申立人の船員保険被保険者記録を見ると、申立人は、申立期間①及び②を除き、船員手帳において雇入れ記録のある期間は、すべて船員保険に加入していることが確認できることから、申立期間①及び②についてのみ船員保険に未加入であることは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人のE社における昭和44年10月の記録及びB社における45年5月の記録から5万2,000円とすることが、申立期間②の標準報酬月額については、同事務所が保管するB社の船員保険被保険者名簿において、47年4月2日に申立人と同職種である三等航海士として被保険者資格を取得している同僚の同資格取得時の標準報酬月額の記録により8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B海運有限会社は、社会保険事務所の記録によれば昭和55年4月に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①及び②当時の事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同被保険者資格の喪失届も提出されたものと思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

国民年金手帳の記録を見ると、昭和 50 年 10 月 20 日付けで国民年金被保険者資格取得日が 41 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日に訂正されており、また、私は、第 2 回特例納付期間である 50 年 12 月 31 日に、40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 44 年 10 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を元夫の分と合わせて納付しているため、申立期間の保険料も同時に納付していると思う。国民年金の被保険者として申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人は、昭和 50 年 12 月 31 日に、40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 44 年 10 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を特例納付したことが確認できるものの、申立人は、「昭和 49 年 10 月 \* 日に離婚後も元夫と引き続き同居していたが、50 年当時の生活は経済的に苦しく、同年 4 月以降の国民年金保険料については、元夫の保険料と合わせて申請免除手続をした。」と主張しており、特例納付した当時は必ずしも経済状態が良好ではなかったことがうかがわれる。

また、申立人には、申立期間以外にも、国民年金未加入期間及び保険料未納期間が合計 35 か月ある上、特例納付後の国民年金加入期間は、すべて法定免除期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで  
申立期間当時、自治会ごとに国民年金保険料を納付することになっており、担当者の家にお金を持って行ったはずである。その時の国民年金手帳は無くしたが、隣人と同じように納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を自治会で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までは申立人の夫が A 共済組合に加入していたため、申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、加入するためには当時の B 町役場で申し込みをする必要があるが、申立人の加入手続に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であるとともに、B 町の国民年金手帳記号番号払出簿においても申立人に記号番号が払い出された形跡も無く、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間は、夫の父親が体調を崩したため、私たちが夫の実家の商売を継ぐことになり、夫がそれまで勤務していた会社を退職した時期である。30年以上も前のことなので、国民年金の加入手続の状況、申立期間当時の保険料額等の詳細については何も覚えていない。それまでは厚生年金保険に加入していたので、国民年金にも加入しなくてはいけないという意識はあったと思う。また、税金の滞納もしたことがなく、子供の大学時代の保険料も負担していたような私たちに未納期間があるはずがない。

申立期間当時は、夫の両親と同居しており、家計のことは実質的にすべて私たち夫婦が取り仕切っていたので、夫の両親の国民年金保険料が納付済みとなっているのであれば、私たち夫婦の国民年金保険料も納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前に同記号番号の払出しを受けた者の状況から、昭和52年4月以降に払い出されたものであることが確認でき、当該払出しの時点では、申立期間のうち、少なくとも48年10月から49年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられ、当該払出しの時期より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている申立人の夫の納付記録も、申立人と同じ期間の国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、過年度納付が可能であるものの、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について記憶が無く、保険料の納付状況等が不明であり過年度納付をしたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで  
② 昭和 44 年 9 月 11 日から 46 年 9 月 11 日まで

私は、昭和 43 年ころから 3 年間、有限会社 A 商店において、運転手として勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者記録が 3 か月しかないことから、記録が間違っていると思われる。

申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された協同組合 B 専門店友の会の身分証明書の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和 43 年 5 月 15 日から有限会社 A 商店において、運転手として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人及び同僚の供述から、申立期間①及び②を含む昭和 42 年 6 月 1 日から 49 年 10 月 15 日までの期間に、申立人以外に 6 人が有限会社 A 商店において運転手又は運転助手として勤務していたと推認できるところ、社会保険事務所が保管する同社の当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、運転手又は運転助手として勤務していたと思われる 6 人の氏名は無い上、このうちの 1 人が、「私は、同社において厚生年金保険には未加入であった。」と供述していることから判断すると、同社では、少なくとも運転手については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間①当時の事業主は高齢であり、申立期間①当時、事務を担当していた事業主の妻も既に亡くなっている上、事業主の長女は、「建

物を建て替えた平成元年に資料を処分したので、当時のことはわからない。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いに関する関係資料や供述を得ることができず、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社A商店の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和42年6月1日から申立人が同社において、同保険の被保険者資格を取得している44年6月1日までの期間に同保険被保険者資格を取得している被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①の期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立人が、申立期間②当時、一緒に運転手として有限会社A商店に勤務していたと主張している同僚は、「私は、昭和44年2月から45年7月か8月ころまで同社で勤務していたが、申立人は私より先に退職したと思う。」と供述し、申立人自身も「その同僚よりも私が先に退職した。」と主張している上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、44年6月1日から45年10月1日までの期間及び44年6月1日から46年5月16日までの期間、同社に勤務していたことが確認できる同僚2人は、それぞれ「私は販売員であった。申立人を含む運転手3人を覚えているが、申立期間②当時、家具運搬用のトラックは2台だったので、常に運転手は2人であり、誰かが退職することで新しい人を雇っていた。私の記憶している3人のうち、誰か1人が退職したため後任の運転手が入社してきた。」、「私は販売員であった。2人の運転手の名前は覚えているが、申立人のことは覚えていない。」と供述していることから、申立期間②の期間における申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は「私が有限会社A商店を退職したときに健康保険証を返却しなかったため、後で同社の社長が自宅まで回収に来た。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管する同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和44年9月11日に同被保険者資格を喪失し、健康保険証を同年9月29日に返却していることが確認できる。

さらに、申立期間①と同様に申立期間②についても、申立期間②当時の有限会社A商店の事業主及びその妻から供述を得ることができず、申立期間②当時の資料も無いことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる関係資料や供述を得ることができない上、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から41年3月1日まで

A販売株式会社B支社C支店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入履歴について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、内勤社員になるまで一貫して一般販売員として勤務し、申立期間については、一般販売員のリーダーとして指導にも当たっていたので、厚生年金保険被保険者としての記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A販売株式会社の本社から提出された従業員名簿台帳及び同社B支社C支店の同僚の供述から、申立人が、申立期間において同社B支社C支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、昭和36年1月10日にA販売株式会社D支社E支店に一般販売員（入社当時同支社と委任契約書を締結、同支社から提出のあった現行職種一覧によると委任契約販売員）として入社、その後、39年9月に同社D支社が会社の組織変更によりB支社となった後も、41年3月に同社B支社F営業所で内勤になるまで引き続き一般販売員として勤務していたことが推認できるところ、社会保険事務所が保管する同社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間の前後1か月間に厚生年金保険の被保険者であった者の中で、申立人と同じ同社B支社C支店に勤務していたことが確認できた同僚6人のうち、申立人と同じ一般販売員であった同僚一人は、「同社B支社では、内勤に登用されるまでの間、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している上、同社本社の管理部長及び申立期間当時の社会保険適用状況を承知している元社員は、「当社の営

業職員は、職種が多岐に分かれており、委任契約販売員である者は個人事業主とみなし、すべての社会保険の適用は無い。」とそれぞれ供述している。

これらを併せて判断すると、A販売株式会社B支社では、申立人が、同支社内のC支店に転勤した際、本来、社会保険の適用の無い一般販売員であったことが判明したことから、本来の社会保険の取扱いに戻し、昭和39年6月1日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を、また、社会保険が適用される内勤に登用された41年3月1日付けで同資格取得届を、それぞれ社会保険事務所に提出したものと考えられる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間以前は記録が存在せず、確認し得る加入記録は、取得日が昭和41年3月1日、離職日が55年8月31日とされており、内勤として登用されてから後の勤務期間と一致することから、申立人が、申立期間において社会保険の適用が無い一般販売員として取り扱われていたことが推認される上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 11 月 5 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

昭和 32 年 2 月に株式会社A商舗に入社した直後から上司と運転手兼営業で得意先回りの仕事をしており、翌年に体調不良のため入院したものの退職したことは無く、39 年 7 月 9 日まで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、株式会社A商舗で勤務していたことは、申立人から提出された写真及び複数の同僚の供述から認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する株式会社A商舗の健康保険厚生年保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者の記録が確認でき、供述が得られた同僚9人のうちの1人は、「高校を卒業後の昭和31年4月1日に株式会社A商舗に入社した。ねんきん特別便では、厚生年金保険の資格取得年月日が32年3月10日になっており、1年間は試用期間だったのかと思う。」と供述し、他の同僚の1人は、「高校を卒業してすぐの33年4月に株式会社A商舗に入社し配達担当をしていたが2年後に営業担当に変わった。健康保険被保険者証は入社して2年ぐらい後にももらった。その間に病院に行ったが治療費は実費で払った。」と供述している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の同名簿により、申立人と同時期の入社が特定できた同僚9人のうち6人は、入社後1年以上経過して厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所においては、申立期間当時、申立人を含め従業員によっては、一定期間、厚生年金保険の加入手続を行っていない

かったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によると、株式会社A商舗は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況についての関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社A商舗の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者資格を取得している中に申立人の氏名は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。